

農業委員会だより

●発行 令和4年3月31日
●企画・編集 大和市農業委員会
〒242-8601 大和市鶴間一丁目1番1号
電話 046(260)5137

農家戸数/366戸
農地面積/194.50ha
(令和4年1月1日現在)



久田地区 ザル菊



大和市の農地景観を次世代に

大和市農業委員会長 柏木 明

陽春の候、皆様方におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、農業委員会の活動に対し、ご理解ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきまして、変異株の出現により、日常生活は今までどおりとは言えない厳しい状況が続いています。ワクチン接種や予防措置を行うことで、前向きな社会活動が進められています。

国においては、昨年11月に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を閣議決定し、「新しい資本主義」の考えの下、成長と分配の好循環を実現するための施策を展開しております。このような中で、私たちの農業を取り巻く環境は、全国的にも農業従事者の高齢化や担い手不足など、依然厳しい課題が存在している状況ではありますが、農業の生産基盤である農地を保全することは大変重要です。

農業委員会としては、都市化された本市であっても、私

たちが持つ原風景の一つである農地を保全し、農業を次世代に繋げていくために、農業者としての知識や経験を生かし、様々な課題に対処していくことが求められています。

そのことを念頭に、昨年11月、「令和4年度大和市農業施策に関する意見書」について、市長に説明を行い提言させていただきました。また、今年度は、要望項目に「コロナ禍での対策について」として、直売事業の支援を加えた内容となっております。

今後も、新鮮な地場農産物を身近な場所で提供しながら行政等と連携し、担い手の確保や農地等の利用の最適化を推進すると共に、地域や関係機関の方々のご協力を賜り、皆様方の期待と信頼に応えられるよう取り組んでまいります。

最後になりますが、農業委員会では、積極的な農政の推進に努めてまいりますので、より一層のご指導ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

主な内容

- 会長あいさつ ①
- 農業委員会活動報告 ②
- 農地中間管理事業について ③
- 農地の適正管理を心がけましょう ③
- 生産緑地の指定から30年を迎える農地を所有の方へ ④
- 知って得する農業者年金制度 Q&A ④

農業委員会活動報告

(令和3年1月～12月総会)

農業委員会では、毎月総会を開催して農地の売買・貸借などの権利設定・移動など農地転用に伴う農地法等の許可申請の審査を行っています。

また、今年も農地パトロール月間である8月及び10月に市内農地のパトロールを実施しました。6班に分かれて市内農地を巡り、遊休農地や農地の違反転用などの早期発見に努め、その発生防止を呼びかけました。

近年の農業者の高齢化や担い手不足等に伴い、遊休農地が年々増加する傾向にあるため、耕作できない農地については、農業経営基盤強化促進法

に基づく利用権設定や都市農地の賃借の円滑化に関する法律等を活用し、意欲のある農業者に貸し付けるなど有効利用を図っています。



改選後の初総会の様子

総会における審議内容

主な審議案件	関係法令等取扱い区分	件数
耕作目的の権利移転・賃借権設定	農地法(3条許可)	3
相続に伴う権利取得	農地法(3条の3届出)	15
調整区域内農地の転用(一時転用を含む)	農地法(4条・5条許可)	10
市街化区域内農地の転用	農地法(4条・5条届出)	125
農地利用の増進	農業経営基盤強化促進法ほか	19
諸証明	租税特別措置法施行規則ほか	16
その他	農業委員会等に関する法律施行令	4

「令和3年度大和市農業施策に関する意見書」を市長に提出

令和3年11月27日、大和市農業委員会は、農業者の利益拡大と大和市の農業の振興を推進するため、「令和3年度大和市農業施策に関する意見書」を大和市長に提言させていただきました。



お知らせ

農業委員会総会は毎月開催しています。

●市街化区域の農地転用 **届出制** は随時受付しています。

●市街化調整区域の農地転用 **許可制** 申請の受付は毎月10日前後が締切りで、県許可までに通常2か月程度かかります。



余裕を持って
手続きしてください。

農政活動協力金募金

昨年12月にご協力いただいた「一般社団法人神奈川県農業会議農政活動協力金」の募金は、1月末に取りまとめが完了し、合計で80,000円となりました。

お寄せいただいたご厚志は、一般社団法人神奈川県農業会議において、農家の皆様が安心して農業経営を継続できるよう様々な農政活動に使わせていただきます。

ご協力ありがとうございました。



農地を相続したときは届出を!

農地を相続したときは、届出が必要です。

農業委員会では、相続した方が地元を離れて、自分では手入れができない場合などに、農地の管理についてのご相談や、借り手を探すなどのお手伝いをします。

相続などによる農地の権利取得を農業委員会が把握することで、農地の有効利用に役立てています。



手続きは簡単です 大和市農業委員会へお問い合わせください。
電話 046(260)5137

農地中間管理事業



農地を借りたい人・貸したい人を募集しています!!

農地の規模を拡大したい方や、農業に新規参入する方に農地をお貸しします。
また、農地を貸したい方もあわせて募集しています。
※対象：市街化区域以外の農地(令和4年4月1日以降)

農地を借りたい方

令和4年度の
農地借受希望者を募集しています。

募集期間 通年で応募を受け付けています。

募集区域 県内29市町
神奈川県農業公社ホームページの
「農地借受希望者募集区域一覧表」を
ご覧ください。

農地を貸したい方

随時、募集を行っています。

神奈川県農業公社に「貸付希望申出書」を提出
してください。

◆農地の借受けは、貸付先が見つかった時点と
なります。

詳細につきましては、神奈川県農業公社のホームページをご覧ください。

神奈川県農業公社

検索



問い合わせ先

【農地中間管理機構】 公益社団法人 神奈川県農業公社

〒231-0023 横浜市中区山下町2番地

電話 045-651-1703 FAX 045-651-1760

ホームページ <https://www.k-nk.or.jp> E-Mail jimukyoku@k-nk.or.jp

農地の適正管理を心がけましょう!

農地造成については注意してください

「農地を造成してあげる」「一時的に農地を貸してほしい」などの話を持ち掛けられた場合、安易に契約や承諾をせず、必ず地元の農業委員または、農業委員会事務局にご相談ください。

悪質な業者は残土の投棄場にして、そのまま逃げてしまうケースもあり、所有者が多額な費用をかけて是正することにもなりかねません。

農地を耕作できなくなった場合は

後継者がいないなど農地の維持管理にお困りの方は、利用権設定(期限付き農地貸借制度)などによる、農地のあっせんを行っていますので、ご相談ください。



ご相談は 大和市農業委員会事務局 電話 046-260-5137 または 各地区農業委員まで

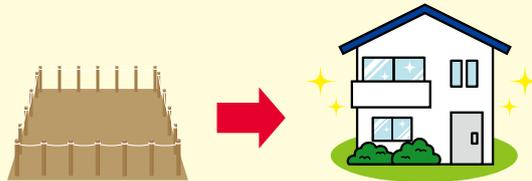
生産緑地の
指定から

30年を迎える農地を所有の方へ

令和4年度から生産緑地の指定を受けた農地が順次30年を迎えますが、生産緑地は30年経っても行為制限が自動的に解除されることはありません。

特定生産緑地の指定を受けずに30年経過した生産緑地については、市長に買取申し出を行い、申し出から3か月以内に市などに所有権移

転がされなかった場合には、生産緑地の制限が解除され、宅地などへの土地利用が行えます。



問い合わせ先 大和市環境施設農政部 農政課 電話 046-260-5132(直通)



知って得する 農業者年金

Q&A

女性農業者の
皆さんご存知ですか？



Q: 安心できる老後生活への備えには何が大切ですか？

A: 生活の糧として必要な収入を終身年金で確保することが最適です！

現在65歳の日本人の平均余命は、男性が19年(84歳)、女性が24年(89歳)です(女性は男性よりも5年も長い!)。この長い老後生活に備えるためには、**生きている間、必ず決まった時期に決まった金額が受け取れる終身年金への加入が最適な方法**です。

高齢農家の家計費は夫婦お二人で月額約23万円に及ぶというデータがあり、この場合、農業者の方が国民年金を満額受給(夫婦お二人で約13万円)できたとしても、**月額10万円が不足**することになります(厚生年金の場合、モデルケースのご夫婦で約22万1千円受給できます。)

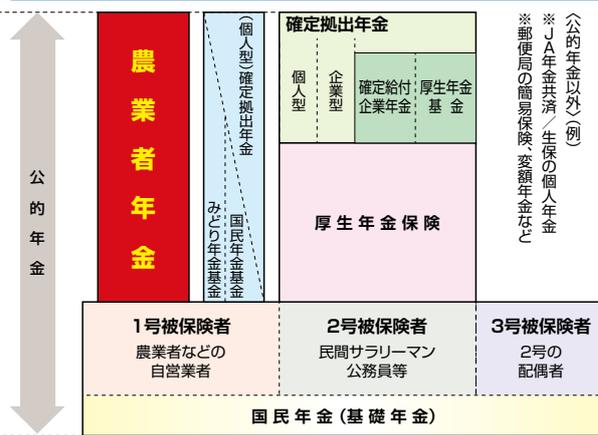
農業者の方にはこのような不足額を補うために農業者年金制度が用意されていますので、**国民年金の上乗せ年金として終身受給できる農業者年金**に是非ご加入ください。

農業者年金への加入がご主人だけでは、先にご主人が亡くなった時、妻であるあなたの老後の支えは国民年金(満額で月約6万5千円)だけになってしまいます。

家族一人ひとりの加入が大切



老後生活を支える公的年金制度



農業者年金には、**①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満※の方ならどなたでも加入**できます。
※令和4年5月からは65歳未満に変わります。

農業者年金に関するご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F
電話：03(3502)3942
<https://www.nounen.go.jp/>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！